

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月8日
【四半期会計期間】	第22期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社カーチス （旧会社名 株式会社ソリッドグループホールディングス）
【英訳名】	CARCHS CO.,Ltd. （旧英訳名 Solid Group Holdings CO.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山村 友幸
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。）
【電話番号】	03 - 5444 - 1200（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 大村 安孝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号
【電話番号】	03 - 5444 - 1258
【事務連絡者氏名】	取締役 大村 安孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）平成20年6月27日開催の当社第21回定時株主総会の決議により、平成20年8月1日から会社名を「株式会社カーチス」へ変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第21期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	9,371,376	43,542,349
経常損失()(千円)	559,777	1,877,310
四半期(当期)純損失()(千円)	3,106,622	3,196,970
純資産額(千円)	1,674,712	4,751,195
総資産額(千円)	7,622,073	8,692,137
1株当たり純資産額(円)	6.97	20.14
1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円)	13.17	13.55
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-
自己資本比率(%)	21.6	54.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	903,528	1,386,290
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	150,747	1,817,275
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	30,139	43,212
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	2,698,633	1,915,713
従業員数(人)	634	587

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

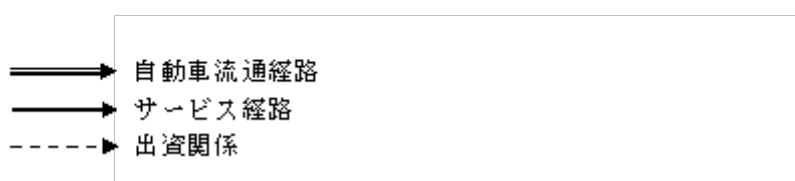
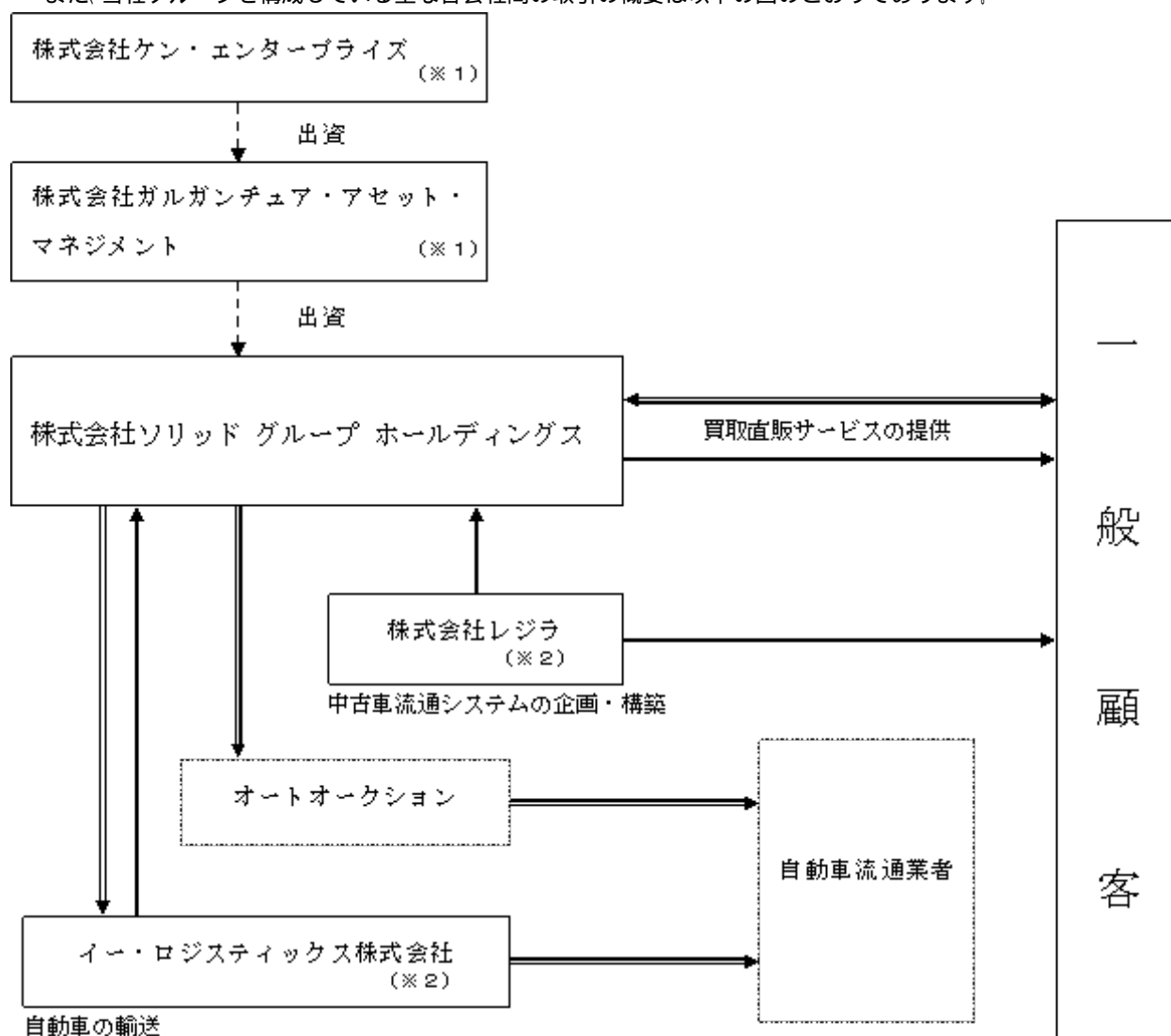
3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当社と連結子会社4社により構成されており、その主な事業内容は、自動車関連事業であります。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次の通りであります。

- (1) 自動車関連事業・・・中古車の買取、中古車の販売及び新車の販売を当社及び関連会社が行っております。
 - (2) 不動産関連事業・・・不動産の販売及びコンサルタント業務を当社が行っております。
- また、当社グループを構成している主な各会社間の取引の概要は以下の図のとおりであります。



1 親会社

平成20年6月、株式会社ケン・エンタープライズは、会社分割により株式会社ガルガンチュア・アセット・マネジメント(以下、「GAM社」といいます。)を新設、当社株式をGAM社に承継したことにより、GAM社が当社の親会社、および主要株主である筆頭株主となりました。

2 連結子会社

その他の子会社

株式会社ジェイ・ファイナンス(その他) 2

株式会社ジャックアカウンティング(その他) 2

当社は、平成20年6月27日開催の第21回定時株主総会の決議により、平成20年8月1日より会社名を「株式会社カーチス」へ変更いたしました。

また、株式会社レジラは、平成20年7月18日開催の臨時株主総会の決議により、同日会社名を「株式会社日本中古車査定センター」へ変更いたしました。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、次の会社が新たに当社の親会社となりました。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
株式会社ガルガンチュア・アセット・マネジメント	東京都中央区	1,500	不動産賃貸業・投資業	50.07	役員の兼務3名

(注)平成20年6月10日、当社の親会社であった株式会社ケン・エンタープライズ(以下、「ケン社」という。))は、会社分割により株式会社ガルガンチュア・アセット・マネジメント(以下、「GAM社」といいます。)を新設、当社株式をGAM社に承継したことにより、GAM社が当社の親会社、および主要株主である筆頭株主となりました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	634
---------	-----

(注)従業員数は就業人員(当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含む)であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	601
---------	-----

(注)従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く)であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
自動車関連事業	7,723,795	-
その他	125,756	-
合計	7,849,552	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
自動車関連事業	9,317,033	-
不動産関連事業	24,089	-
その他	30,253	-
合計	9,371,376	-

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日)における日本経済は、原油・原材料価格高騰の影響から企業収益が減少し、景気回復が減速する中、個人消費も伸び悩み、当社グループにとって厳しい経営環境が継続しました。

当社グループの関連する自動車流通業界は、ガソリン価格高騰に伴う買い控えが鮮明で販売低迷が続き、一層厳しい状況となりました。

このような経済環境のもと当社は、効率的なマーケティング活動による広告宣伝費の抑制並びに地代家賃の交渉・見直しによるコスト削減など着実な収益基盤の改善・強化を図りました。また、販売店舗の在庫車両を燃費や経済性を重視した良質車両中心とするなど即効性のある戦略を継続した結果、利益率の向上に繋がりました。

以上の結果、売上高は9,317百万円、営業損失563百万円、経常損失559百万円となりました。

また、四半期純損失につきましては、第2四半期から店舗の統廃合等によるコスト削減の徹底を図るべく、特別損失として減損損失366百万円や店舗閉鎖損失引当金2,075百万円等を計上した影響から、3,106百万円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ782百万円増加し、残高は2,698百万円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純損失は3,093百万円であったものの、店舗閉鎖損失引当金の増加2,075百万円、棚卸資産の減少945百万円、売上債権の減少686百万円などのプラス要因があり、結果として903百万円のプラスとなりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得による支出が144百万円あったことが主な要因となり、結果として150百万円のマイナスとなりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

新株予約権の発行に伴い、30百万円増加したことが主な要因となり、結果として30百万円の増加となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	492,932,364
計	492,932,364

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成20年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	235,987,091	235,987,091	東京証券取引所 市場第二部	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	235,987,091	235,987,091	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日現在からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成17年6月29日開催の第18回定時株主総会決議並びに旧商法第280条ノ20および第281条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

平成17年12月15日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	33,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1.	3,340,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2.	335
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,118,900,000 資本組入額 559,450,000
新株予約権の行使の条件	対象者に法令又は当社もしくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、対象者は新株予約権を行使できないものとする。 この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行なう場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により、調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行なわれるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 (調整後生じる1株未満の端数は切り捨てる。)

また、上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

(注) 2. 各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、新株予約権を発行する日の株式会社東京証券取引所が公表する最終価格(ただし、当日に取引が成立しない場合にはそれに先立つ直近日の終値)に1.05を乗じた価格とし、1円未満の端数は切り上げる。
なお、当社が株式の分割又は併合を行なう場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権(新株予約権社債も含む)の行使による場合を除く。)し、また自己株式を処分する場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は処分株式数} \times \text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

さらに、上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲において行使価額を調整するものとする。

平成18年3月16日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	20,020
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1.	2,002,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2.	175
新株予約権の行使期間	自平成19年6月30日 至平成20年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350,350,000 資本組入額 175,175,000
新株予約権の行使の条件	対象者に法令又は当社もしくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、対象者は新株予約権を行使できないものとする。 この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 当社が株式の分割又は併合を行なう場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により、調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行なわれるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 (調整後生じる1株未満の端数は切り捨てる。)

また、上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

(注) 2. 各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、新株予約権を発行する日の株式会社東京証券取引所が公表する最終価格(ただし、当日に取引が成立しない場合にはそれに先立つ直近日の終値)に1.05を乗じた価格とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、当社が株式の分割又は併合を行なう場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権（新株予約権社債も含む）の行使による場合を除く。）し、また自己株式を処分する場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は処分株式数} \times \text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

さらに、上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲において行使価額を調整するものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月3日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1.	60,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2.	1株あたり 44円
新株予約権の行使期間	自平成20年6月20日 至平成23年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,640,000,000 資本組入額 1,320,000,000
新株予約権の行使の条件	本新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、東京証券取引所第二部市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも本新株予約権の発行決議日前日の終値の50%相当額以下となったときは、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や東証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行なう場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点において行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の株式を切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、本新株予約権の発行決議日の前日における東京証券取引所第二部市場における当社株式の普通取引の終値44円を1株当たり行使価額として、これに250,000を乗じて得られた額とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合、次の算式により行使価額を調整する（1円未満の端数は切

り上げる。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社株式を新規発行又は処分する場合（既発行の新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、次の算式により1株当たり行使価額を調整する（1円未満の端数は切り上げる。）、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行・処分前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

さらに、上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他の組織変更を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲において行使価額を調整するものとする。

平成20年6月3日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	8,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1.	8,500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2.	1株あたり 44円
新株予約権の行使期間	自平成20年12月20日 至平成23年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 374,000,000 資本組入額 187,000,000
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、東京証券取引所第二部市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも本新株予約権の発行決議日前日の終値の50%相当額以下となったときは、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や東証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式の分割又は併合を行なう場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点において行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の株式を切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他の組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、本新株予約権の発行決議日の前日における東京証券取引所第二部市場における当社株式の普通取引の終値44円を1株当たり行使価額として、これに1,000を乗じて得られた額とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合、次の算式により行使価額を調整する(1円未満の端数は切り上げる。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社株式を新規発行又は処分する場合(既発行の新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たり行使価額を調整する(1円未満の端数は切り上げる。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行・処分前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

さらに、上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他の組織変更を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲において行使価額を調整するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	235,987,091	-	14,447,805	-	3,611,951

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、当社の親会社であった株式会社ケン・エンタープライズは、会社分割により株式会社ガルガンチュア・アセット・マネジメント(以下、「GAM社」といいます。)を新設、当社株式をGAM社に承継いたしました。これに伴い、GAM社から平成20年6月12日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年6月12日現在で118,109,200株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。また、平成20年7月15日付の訂正報告書がGAM社より提出されております。

なお、GAM社の大量保有報告書及び訂正報告書の写しの内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ガルガンチュア・ア セット・マネジメント	東京都中央区日本橋室町3丁目2-15	118,109,200	50.05
株式会社T・ZONEホール ディングス	東京都中央区日本橋室町3丁目2-15	3,044,900	1.29

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 61,200	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式235,921,800	2,359,218	同上
単元未満株式	普通株式 4,091	-	同上
発行済株式総数	235,987,091	-	-
総株主の議決権	-	2,359,218	-

（注）1 「完全議決権株式（その他）」欄には、証券保管振替機構名義の株式が122,500株（議決権1,225個）含まれております。

2 単元未満株式には、当社所有の自己株式49株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ソリッドグループホールディングス	東京都港区三田3丁目5-27	12,400	48,800	61,200	0.03
計	-	12,400	48,800	61,200	0.03

（注）他人名義所有株式48,800株は、担保株式の質権実行により所有しているものです。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	42	58	54
最低（円）	35	38	41

（注）最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はございません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	社長	菅野谷 昌洋	平成20年7月2日
取締役		山田 邦昇	平成20年7月2日
取締役		高嶋 一	平成20年7月2日
取締役		中村 義巳	平成20年7月2日
取締役		秋岡 尚人	平成20年7月2日
監査役		浅野 晶	平成20年7月5日

(3) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	代表取締役副会長	山村 友幸	平成20年7月2日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、清和監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第21期連結会計年度 監査法人ウイングパートナーズ

第22期第1四半期連結累計期間 清和監査法人

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,698,633	1,915,713
受取手形及び売掛金	482,472	1,060,688
商品	2,288,607	3,236,525
その他	343,205	375,836
流動資産合計	5,812,919	6,588,764
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,517,088	1,587,473
減価償却累計額	1,161,650	1,116,117
建物及び構築物(純額)	355,438	471,356
土地	232,200	232,200
建設仮勘定	152,175	131,775
その他	336,737	337,762
減価償却累計額	300,900	296,019
その他(純額)	35,836	41,743
有形固定資産合計	775,649	877,074
無形固定資産		
のれん	-	194,406
その他	8,416	5,214
無形固定資産合計	8,416	199,621
投資その他の資産		
投資有価証券	37,295	37,295
破産更生債権等	6,815,369	6,815,369
敷金及び保証金	773,602	772,395
CMSによる寄託金	11,932,623	11,932,623
その他	19,040	24,985
貸倒引当金	18,552,842	18,555,992
投資その他の資産合計	1,025,088	1,026,676
固定資産合計	1,809,153	2,103,372
資産合計	7,622,073	8,692,137

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	412,248	584,444
未払金	465,772	650,869
未払法人税等	28,327	76,812
賞与引当金	272,300	181,000
店舗閉鎖損失引当金	2,175,348	100,000
訴訟損失引当金	1,936,615	1,871,615
製品保証引当金	50,789	-
その他	2 585,596	2 455,837
流動負債合計	5,926,999	3,920,580
固定負債		
長期預り保証金	20,362	20,362
固定負債合計	20,362	20,362
負債合計	5,947,361	3,940,942
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,447,805	14,447,805
資本剰余金	7,555,702	7,555,702
利益剰余金	20,355,190	17,248,567
自己株式	3,745	3,744
株主資本合計	1,644,572	4,751,195
新株予約権	30,140	-
純資産合計	1,674,712	4,751,195
負債純資産合計	7,622,073	8,692,137

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
売上高	9,371,376
売上原価	7,849,552
売上総利益	1,521,824
販売費及び一般管理費	2,085,371
営業損失 ()	563,547
営業外収益	
受取利息	9
受取配当金	300
雑収入	5,479
営業外収益合計	5,788
営業外費用	
雑損失	2,018
営業外費用合計	2,018
経常損失 ()	559,777
特別利益	
貸倒引当金戻入額	3,150
特別利益合計	3,150
特別損失	
減損損失	366,582
店舗閉鎖損失引当金繰入額	2,075,348
訴訟損失引当金繰入額	65,000
過年度製品保証引当金繰入額	30,179
特別損失合計	2,537,110
税金等調整前四半期純損失 ()	3,093,737
法人税等	12,884
四半期純損失 ()	3,106,622

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	3,093,737
減価償却費	50,764
減損損失	366,582
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,150
賞与引当金の増減額(は減少)	91,300
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	2,075,348
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	65,000
製品保証引当金の増減額(は減少)	50,789
受取利息及び受取配当金	309
売上債権の増減額(は増加)	686,435
たな卸資産の増減額(は増加)	945,989
仕入債務の増減額(は減少)	173,122
未払金の増減額(は減少)	170,162
未払消費税等の増減額(は減少)	8,622
その他	53,020
小計	953,372
利息及び配当金の受取額	309
法人税等の支払額	50,153
営業活動によるキャッシュ・フロー	903,528
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	144,994
無形固定資産の取得による支出	3,563
敷金及び保証金の差入による支出	2,595
敷金及び保証金の回収による収入	404
投資活動によるキャッシュ・フロー	150,747
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	0
新株予約権の発行による収入	30,140
財務活動によるキャッシュ・フロー	30,139
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	782,919
現金及び現金同等物の期首残高	1,915,713
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,698,633

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

当社グループは、前連結会計年度において3,196,970千円の大幅な当期純損失を計上し、当第1四半期連結会計期間においても563,547千円の営業損失、559,777千円の経常損失、3,106,622千円の四半期純損失を計上しております。また、現在当社グループでは複数の訴訟が発生しており、これらの裁判の推移によっては、多額の係争費用が発生する可能性があります。当該状況を総合的に鑑みて、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当第1四半期連結会計期間において当社グループは、営業キャッシュ・フローのプラスは実現したものの、販売費及び一般管理費において、広告宣伝費、地代家賃の交渉・見直しによるコスト削減を実施してまいりましたが、営業損失が発生するに至りました。

これは、コスト削減施策の進捗遅れや在庫調整に伴う利益率の低下が影響したことが主な理由であります。当社は、第1四半期において店舗閉鎖損失引当金を大幅に積み増し、第2四半期において店舗の統廃合等によるコスト削減の徹底を図ることで早期営業黒字化を達成し、継続して営業キャッシュフローの確保に努めてまいります。

なお、平成21年3月期につきましては、担保不動産・当社保有不動産の売却、エクイティ・ファイナンスの実施等により運転資金を確保してまいります。また、当社グループに対し提起されている訴訟に関しては、法廷の場で適切に対応してまいります。当社グループでは上記施策により、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消されるものと考えております。

このため、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記の重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
<p>1. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>重要な引当金の計上基準</p> <p>製品の無償保証期間の修理費用は、従来支出時の費用として処理していましたが、当第1四半期連結会計期間より過去の売上高に対する支出割合に基づき、製品保証引当金として計上する方法に変更しております。この変更は、無償保証期間の修理費用を製品の販売時の収益と対応させることで期間損益計算の適正化を図るものであり、品質の向上を図る経営方針の下、無償保証期間内の修理費用の管理の重要性が増大してきたことから実施いたしました。</p> <p>この変更により、当第1四半期連結会計期間の繰入額13百万円は売上原価に、7百万円は販売費及び一般管理費に、過年度分相当額30百万円は特別損失に計上しております。この変更に伴い、従来と同一の基準によった場合と比較して、営業損失及び経常損失は20百万円増加し、税金等調整前四半期純損失は50百万円増加しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
法人税等の計上基準については、一部簡便的な方法を採用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 キャッシュ・マネジメント・システム(CMS)に寄託した資金であります。	1 同 左
2 消費税の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	2 同 左

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)								
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。								
<table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>338,453千円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>680,131千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>409,551千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>88,950千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	338,453千円	給料手当	680,131千円	地代家賃	409,551千円	賞与引当金繰入額	88,950千円
広告宣伝費	338,453千円							
給料手当	680,131千円							
地代家賃	409,551千円							
賞与引当金繰入額	88,950千円							

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)								
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係								
<table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>2,698,633千円</td> </tr> <tr> <td>預金期間が3ヶ月を越える</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>定期預金等</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>2,698,633千円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,698,633千円	預金期間が3ヶ月を越える	-	定期預金等	-	現金及び現金同等物	<u>2,698,633千円</u>
現金及び預金勘定	2,698,633千円							
預金期間が3ヶ月を越える	-							
定期預金等	-							
現金及び現金同等物	<u>2,698,633千円</u>							

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 235,987千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 61千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 第4回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 60,000千株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 26,400千円(親会社26,400千円)

(2) 第5回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 8,500,000株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 3,740千円(親会社3,740千円)

(注) 上記第5回新株予約権の権利行使期間は到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額に前連結会計年度末に比べて著しい変動がある場合

当第1四半期連結会計期間において、四半期純損失を3,106百万円を計上したことにより、株主資本の金額が、前連結会計年度末に比べ3,106百万円減少しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

自動車関連事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

その他有価証券及び子会社株式で時価のあるものはありません。

(デリバティブ取引関係)

当グループはデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 6.97円	1 株当たり純資産額 20.14円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失金額 () 13.17円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失 () (千円)	3,106,622
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純損失 () (千円)	3,106,622
期中平均株式数 (千株)	235,925
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権 2 種類 (新株予約権の数8,740個) なお、概要は 7 ページ「(2) 新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月7日

株式会社カーチス
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川田 増三 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 貴史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カーチスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カーチス及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において3,196百万円の当期純損失、当第1四半期連結会計期間においても563百万円の営業損失、559百万円の経常損失及び3,106百万円の四半期純損失を計上している。また、会社は複数の訴訟が提訴されており、これらの裁判の行方によって、多額の訴訟損失が発生する可能性がある。当該状況を総合的に鑑みて会社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。この状況の対応については注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

2. 会計処理基準に関する事項の変更に記載されているとおり、会社は、製品の無償保証期間の修理費用について、従来の支出時の費用として処理する方法から、製品保証引当金を計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。